

高松市手話通訳・市外派遣拒否違憲訴訟

～きこえないお母さんの親の権利を奪わないで～

裁判の情報保障、手続保障に関する事前協議の経過について

平成25年1月9日 原告弁護団

原告池川洋子さん（高松市在住、41歳）は、聴覚障害を持つ「お母さん」です。

池川さんは、平成24年2月28日、高松市を被告として、手話通訳派遣却下処分取消及び手話通訳費用5,140円と慰謝料10万円の合計10万5,140円の損害賠償を求める裁判を高松地方裁判所に提起（その後、同年9月28日、下記経緯記載の通り追加提訴）しました。

これまで、池川さんと弁護団は、①原告当事者の池川さん、②聴覚障害を持つ傍聴人への「裁判における情報保障・適正手続保障」を求めて、裁判所と3回の手前協議を重ねてきました。本日は第1回進行協議期日（民事訴訟規則95条）を行いました。

👉提訴からこれまでの経緯👈

※詳しい経緯及び裁判所に提出した訴状、各意見書等、支援ニュース等については、高松市の手話通訳派遣を考える会のホームページに掲載されていますのでご覧下さい
<http://takamatsu-haken.jimdo.com/>

- H24. 2. 28 長女が進学を希望する専門学校が開催する保護者説明会への手話通訳派遣申請却下処分につき、提訴
- H24. 3. 30 弁護団、高松地裁に対し、「聴覚障害ある当事者、傍聴人の情報保障及び裁判所の適正手続保障に関する意見書」提出
- H24. 5. 11 聴覚障害者6団体で構成される聴覚障害者制度改革推進中央本部、最高裁判所に対し、要望書提出
- H24. 6. 6 **第1回事前協議**
- H24. 7. 23 **第2回事前協議**（弁護団、H24. 7. 20付け意見書提出）
- H24. 9. 28 **追加提訴**
長女の専門学校の入学式等への手話通訳派遣申請却下処分の取消及び手話通訳費用1万2,410円、慰謝料20万円の合計21万2,410円を請求
- H24. 10. 10 **第3回事前協議**（弁護団、H24. 9. 28付け意見書提出）
- H25. 1. 9 **第1回進行協議期日**（H24. 12. 28付け弁護団意見書提出）

👉これまでの事前協議の概要👈

👉①原告当事者池川さんのための「手話通訳」保障👈

～現在の法律と訴訟当事者のための手話通訳について～

平成23年8月に改正された障害者基本法は、

- ・手話を「言語」と明示（3条3項）した上で、
- ・障害を理由とする差別を禁止すると共に社会的障壁を除去するための必要な合理的配慮をしなければならない（4条）
- ・裁判所は、訴訟当事者に対し、「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに必要な施策を講じなければならない」（29条）と規定

池川さんと弁護団は、

裁判所に対し、聴覚障害を持ち、手話を言語として使用する池川さんの「個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段」として「手話通訳」を公費で付けることを求めました。

裁判所は、

「現行の法律（民事訴訟法154条1項、民事訴訟費用法）では、公費で原告当事者に手話通訳を付けることは不可能」との見解を示しました。

↑

【誤った解釈】このような裁判所の見解は、障害を「自己責任」とする誤りであり、民事訴訟法等よりも上位の法律である障害者基本法違反と弁護団は考えています。

↓

【法改正の必要性】弁護団は上記のように考えていますが、法を司る裁判所が公式に明らかにしている見解であり、手話通訳を必要とする聴覚障害者が障害のない人と平等に裁判を受けるためには、民事訴訟法及び同費用法を立法府が改正する必要があることが明らかになりました。国会、国会議員にこの点について力を発揮してもらわなければなりません。

～要約筆記について～

裁判所は、その一方で、

「現行の法律においても、裁判所が公費で原告当事者に要約筆記を付けることは可能」との見解も示しました。

池川さんと弁護団は、

要約筆記は、手話を使わない中途失聴・難聴等の聴覚障害者にとっては適切な手段でありその点は評価されるべきです。しかし、手話を母語とする池川さんは、「手話通訳」を必要として求めているのであり、残念ながら「要約筆記」を適切な手段として受け容れることはできません。例えて言えば、英語圏の国で裁判を受ける（日本語を母語とする）日本人に対して「漢字など似た言語だから中国語の通訳を付ける」のが誤りなのと同様です。

但し、要約筆記を必要とする聴覚障害者にとっては、「民事訴訟、行政訴訟の原告、被告に対して、裁判所が公費により要約筆記体制を配備する」との高松地裁の見解は朗報

であり、この点は広く全国に報道していただくようメディアの皆様にはお願いします。

👉②傍聴人の情報保障、適正手続保障への配慮👈

池川さんと弁護士は、
改正障害者基本法の趣旨から、裁判所が、聴覚障害を持つ傍聴人についても、公費で、手話通訳等の適切な手段による配慮を行うことを求めています。

裁判所は、

「傍聴人への配慮については、現在の法律上、明示的な定めはない」が、裁判所の判断として、「原告のための手話通訳について公費負担できないことの均衡から、公費による傍聴人への配慮はしない」

との見解を示しました。

これは事前協議で当初、現行法令上不可能と言っていた見解を変えたものであり、換言すれば、裁判所がやる気になれば現行法令上も聴覚障害ある傍聴人への合理的配慮として手話通訳を裁判所が配備することは可能であることを示唆しています。

他方、裁判所は、公費負担はしないものの、原告側で準備する傍聴人のための手話通訳、要約筆記体制（パソコンとスクリーンを使用するもの）、盲ろう者の通訳等について、柔軟に対応し、過去、裁判所によっては不当な対応がなされてきた点について、配慮する見解を示しました。

- ・傍聴人のための手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者の通訳を傍聴の抽選対象としない。
- ・傍聴人のための手話通訳者が、バーの内外を問わず法廷内の適切な位置において、起立等を含めた適切な姿勢で通訳をすることを認める。
- ・傍聴人のための要約筆記体制については、要約筆記者の人数、パソコン・スクリーン等の設置等について配慮する。
- ・原告のための要約筆記が付く場合は、事実上、傍聴人にもスクリーンが見えるよう配慮する。
- ・磁気ループは、裁判所が設置することが可能。
- ・盲ろう者の通訳については、通訳者の人数、座る位置等について配慮する。等

👉まとめ👈

第3回事前協議までは、

- ・現在の法律における①訴訟当事者、②傍聴人に対する情報保障・適正手続保障についての裁判所の見解の確認
 - ・過去、裁判所によっては不当な対応がなされてきた点についての配慮の確認
- を行い、公費負担はなされないものの、裁判所が、情報保障・適正手続保障について適切な配慮をすることを確認しました。

本日以降は、これらの確認事項を裁判所の進行期日調書に公式記録として残し、今後の裁判、立法活動等の運動につなげて、第1回期日に入る予定です。

事前協議に時間がかかっていますが、全国の聴覚障害を持つ方々との関係においても、裁判における情報保障・適正手続保障は、裁判で求めている権利（憲法21条の聴覚障害者のコミュニケーション支援請求の権利、「知る・聞く」権利）と同様に重要ですので、ご理解下さい。

今後も、引き続き、全力で取り組みますので、ご支援宜しくお願い申し上げます。

関連条文

民事訴訟法

第一百五十四条一項（通訳人の立会い等）

口頭弁論に参与する者が日本語に通じないとき、又は耳が聞こえない者若しくは口がきけない者であるときは、通訳人を立ち会わせる。ただし、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、文字で問い、又は陳述をさせることができる。

民事訴訟費用等に関する法律

第二条（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）

民事訴訟法（平成八年法律第九号）その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等（略）又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

二 第十一条第一項の費用 その費用の額（略）

第十一条第一項（納付義務）

次に掲げる金額は、費用として、当事者等が納めるものとする。

- 一 裁判所が証拠調べ、書類の送達その他の民事訴訟等における手続上の行為をするため必要な次章に定める給付その他の給付に相当する金額
- 二 証拠調べ又は調停事件以外の民事事件若しくは行政事件における事実の調査その他の行為を裁判所外でする場合に必要な裁判官及び裁判所書記官の旅費及び宿泊料で、証人の例により算定したものに相当する金額

第十二条第一項(予納義務)

前条第一項の費用を要する行為については、他の法律に別段の定めがある場合及び最高裁判所が定める場合を除き、裁判所は、当事者等にその費用の概算額を予納させなければならない。

(証人の旅費の請求等)

第十八条 証人、鑑定人及び通訳人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。ただし、正当な理由がなく、宣誓又は証言、鑑定若しくは通訳を拒んだ者は、この限りでない。

2 鑑定人及び通訳人は、鑑定料又は通訳料を請求し、及び鑑定又は通訳に必要な費用の支払又は償還を受けることができる。

3 証人、鑑定人及び通訳人は、あらかじめ旅費、日当、宿泊料又は前項の費用の支払を受けた場合において、正当な理由がなく、出頭せず、又は宣誓、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、その支払を受けた金額を返納しなければならない。